

## アイスランド特許法の改正

アイスランドでは、特許法の改正が過去4回にわたって行われており、そのうち主なものは下記のとおりです。

- (1) ヨーロッパ特許条約（EPC）の締約国になりました（2004年11月1日）。EPCルートで権利化する場合、アイスランドへの翻訳文提出等の手続きは、欧州特許公報発行後4ヶ月以内に行う必要があります。また、翻訳文は、欧州特許出願を英語で行った場合、クレームについてのみ提出する必要があります。
- (2) 国際出願（PCT出願）における、アイスランド国内移行手続期限は、国際出願日（優先権主張出願の場合は優先日）から31ヶ月となりました。
- (3) バイオ関連発明の法的保護も特許法に組み込まれました。
- (4) 第二医薬用途に関する特許も認められることになりました。
- (5) ジェネリック薬品の製造承認のための研究及び試験には、特許権の効力は及ばないこととなりました。

以上